

(平成21年7月8日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認大分地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 8 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 3 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 9 件

国民年金関係 5 件

厚生年金関係 4 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年11月から45年3月までの国民年金保険料については、厚生年金保険加入期間と重複する37年11月から38年6月までの期間及び国民年金保険料の納付済み期間である42年1月から同年3月までの期間を含めて納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年11月から45年3月まで

私たち夫婦は昭和47年*月に結婚し、そのとき私は30歳、妻は20歳だった。婚姻届を提出するためにA市役所B支所に行き、国民健康保険に加入すると同時に国民年金にも加入した。

それまで、私は約10年間国民年金保険料を納付していなかったが、職員から、「今から20歳までの未納分をさかのぼって払えば、将来満額の年金をもらえるようになる。」と聞いたので、納付書をもって妻が一括納付した。それ以降はすべて納付してきたので未納は無いが、申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間以降の国民年金加入期間について、国民年金保険料をすべて納付している上、複数年度にわたり保険料を前納するなど、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、国民年金に加入した時に20歳までの未納期間の国民年金保険料をさかのぼって納付した旨を主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿及び当該手帳記号番号前後の任意加入被保険者の記録から、昭和36年*月*日(20歳到達時)を資格取得日として、48年1月に払い出されたことが確認でき、この時点では、第1回目の特例納付実施期間(昭和45年7月から47年6月まで)を既に経過している。しかしながら、申立人が居住するA市では、申立人と同時期に国民

年金手帳記号番号が払い出された被保険者について、第1回目の特例納付実施期間（昭和45年7月から47年6月まで）経過後である昭和48年2月ごろに特例納付している事例が複数見受けられることから、申立人の申立期間の国民年金保険料についても、上記国民年金手帳記号番号が払い出された48年1月時点での特例納付が可能であったと考えられる。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の妻は、「夫の給料から2、3万円を2、3回に分けて納付した。」と述べているところ、A市保管の国民年金被保険者名簿によると、①昭和45年4月から47年3月までの国民年金保険料は、それぞれ48年2月2日及び同年2月19日の2回に分けて過年度納付されていることが確認できること、②当該過年度納付期間と申立期間を特例納付した場合に必要な保険料額は5万5,200円であり、申立人の妻が述べている納付額とおおむね一致している。

- 2 申立人の昭和37年7月から38年6月までの厚生年金保険被保険者期間は、平成14年2月に、社会保険庁が申立人に係る年金記録の統合処理を行った際に追加されたものであり、申立人が国民年金に加入した48年1月時点では、当該期間は国民年金の強制加入期間であったものと考えられる。

また、申立人の国民年金の納付記録によると、昭和42年1月から同年3月までの国民年金保険料が納付されていることが認められるところ、この国民年金保険料は、41年7月ごろ、申立人の郷里であるC県において、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出され、この手帳記号番号により納付されたことが推認できる。しかしながら、当該期間の納付記録は、昭和58年2月に、申立人に係る国民年金手帳記号番号の重複取消を行った際に把握されたものであり、申立人が特例納付したと主張する昭和48年時点では、A市は当該期間を未納期間として把握していたものと考えられる。これらの事情からすれば、申立人が特例納付したと主張する昭和48年度時点では、37年7月から38年6月までの期間及び42年1月から同年3月までの期間も含めて、特例納付対象期間として納付書が発行されたものと推認できる。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料については、厚生年金保険加入期間と重複する昭和37年11月から38年6月までの期間及び国民年金保険料の納付済み期間である42年1月から同年3月までの期間を含めて重複納付したものと認められる。しかしながら、申立期間のうち昭和37年11月から38年6月までの期間は、厚生年金保険の被保険者であるため、国民年金の被保険者となり得る期間ではないことは明らかであるから、この期間の記録の訂正を行うことはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年10月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から49年3月まで

私は、昭和46年に会社を辞めて郷里に帰ったが、そのころ父親が国民年金への加入手続及び国民年金保険料の納付をしてくれていた。昭和47年11月ごろからA事務所に勤め始めたが、この事務所の従業員は、全員国民年金に加入しており、当該事務所の年末調整手続の際、国民年金の納付証明をもらうために市役所に行ったのを覚えている。申立期間が未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人の父親が、申立人及び申立人の母親の国民年金保険料を納付していたと主張しているところ、申立人の国民年金加入期間について、申立期間を除き、保険料の未納は無い上、申立人の母親についても、国民年金制度発足時から任意加入して保険料を納付するなど、国民年金加入期間に未納は無く、申立人の父親の納付意識の高さがうかがわれる。

また、申立人が所持する国民年金手帳には、「昭和49年12月14日発行」と記載されていることから、この時点で申立人の国民年金への加入手続が行われたものと推認できるところ、申立人は、申立人の母親から、「父があなたの未納分の国民年金保険料をまとめて納付したと思う。」と言われた旨を述べており、申立人の父親の納付意識の高さを踏まえると、49年12月時点で、同人が過年度納付可能な47年10月から49年3月までの申立人の保険料を納付したと考えられる。

一方、申立期間のうち、昭和46年3月から47年9月までの期間については、国民年金への加入手続を行った49年12月時点では、既に時効により国

民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の父親が、申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年10月から49年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和50年7月から同年9月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年1月から49年12月まで
② 昭和50年7月から同年9月まで

私の母親が、私の国民年金への加入手続とそれまでの未納となっていた国民年金保険料を一括して納付してくれたと思う。領収書があるにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

また、昭和50年7月から同年9月までの納付書が2部出てきた。重複して納付している国民年金保険料を還付してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間②については、申立人は、申立期間②に係る国民年金保険料領収書を2部所持しており、当該領収書には、それぞれ領収日が異なる領収印が押印（領収印の日付は、昭和50年10月2日及び51年10月5日となっている）されていることが確認できること、当該領収書の記載内容及び様式から、いずれも当時行政庁により真正に作成されたものと認められることから、申立人の主張どおり、申立期間②に係る国民年金保険料が重複して収納されていたものと推認できる。

2 申立期間①については、申立人は、申立期間①の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付したとする申立人の母親は既に死亡しており、当該期間の国民年金保険料の納付状況が不明である。

また、申立人は、領収印が押印されていない申立期間①を含む「納付書・領収証書」を2部所持（昭和36年4月から41年3月までの期間及び申立期間①に係る「納付書・領収証書」の2部を所持）していることを理

由として、申立期間①の国民年金保険料が納付されているはずであると主張しているが、申立人が所持している上記「納付書・領収証書」に記載されている保険料額は月額 900 円として計算されていること、及び当該「納付書・領収証書」には「50 年度」と記載されていることから、当該「納付書・領収証書」は第 2 回特例納付の実施期間中に発行されたものであることが推認できる。申立人に係る特殊台帳の記録から、昭和 36 年 4 月から 40 年 5 月までの期間の国民年金保険料は、55 年 6 月 26 日に第 3 回特例納付により納付されていることが確認できることから、第 2 回特例納付の実施時期に発行されたと推認される上記「納付書・領収証書」のうち、36 年 4 月から 41 年 3 月までの期間に係る「納付書・領収証書」では保険料は納付されず、領収印も押印されなかった可能性が高いと考えられる。

このことを踏まえると、申立期間①についても、同様に、当該期間に係る「納付書・領収証書」では保険料が納付されなかったものと考えられ、申立人が所持している 2 部の「納付書・領収証書」は未使用の納付書であるものと推認でき、これをもって当該期間の国民年金保険料を納付したとする主張を裏付けるものと認めることはできない。

- 3 これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 7 月から同年 9 月までの国民年金保険料については、重複して納付していたものと認められるとともに、当該期間の国民年金保険料は還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年1月から同年3月まで

私の父親は、長年、両親、私及び私の妻の家族4人分に係る国民年金保険料を地区の納付組合で納付していた。両親と私の妻は国民年金保険料の未納期間が無いのに、申立期間の国民年金保険料が私だけ未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、国民年金加入期間（20歳到達時から60歳到達時まで）について、申立期間を除き、国民年金保険料を完納しており、申立人の納付意識の高さがうかがえる。

また、申立人は、申立人の父親が長年、申立人の家族4人分（両親、申立人及び申立人の妻）の国民年金保険料を地区の納付組合で納付していたと主張しているところ、申立人の両親及び申立人の妻には、申立期間を含め、国民年金保険料の未納期間は無い上、国民年金被保険者名簿により納付日が判明する期間の国民年金保険料は、基本的に家族同一日に納付されていることが確認できることから、申立人の申立期間に係る国民年金保険料についても納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和51年4月から同年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年4月から同年10月まで

申立期間は、妻が婦人会の集金で国民年金保険料を納付していたので、申立期間が未加入とされていることに納得できない。また、申立期間のうち、3か月分の保険料を還付されたとの記録があるが、還付された記憶は無く、納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間のうち、昭和51年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付したことは、申立人が所持保管する当該期間の保険料領収書及び社会保険庁の特殊台帳並びにA市保管の申立人に係る国民年金被保険者名簿の納付記録から確認できる一方、当該被保険者名簿から、当初は国民年金の被保険者資格喪失日を昭和51年8月15日としていたものを、後日、同年4月1日と訂正したことにより、申立期間のうち、同年4月から同年6月までの国民年金保険料が同年10月に還付されたことが社会保険庁の特殊台帳から確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間について、他の被用者年金に加入しておらず、本来、国民年金の強制加入被保険者となるべき期間であり、事実と異なる国民年金の被保険者資格喪失日の変更手続により、還付処理が行われたものと考えられる。

また、申立期間のうち、昭和51年7月の国民年金保険料は、申立人に係る当初の国民年金資格喪失日が同年8月15日であったことから、当該期間についても納付書が発行された可能性が高く、51年4月から同年6月の保険料納付に引き続き納付したと考えるのが自然である。

一方、申立期間のうち、昭和 51 年 8 月から同年 10 月の国民年金保険料については、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、申立人に係る当初の国民年金資格喪失日が同年 8 月 15 日であることから、当該期間は国民年金資格喪失後の未加入期間として把握され、納付書が発行されなかったものと考えられ、国民年金保険料を納付することはできなかったものと推認される。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から同年 7 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和18年12月21日から21年3月31日までの期間に係る船員保険被保険者期間は、戦時加算該当船舶であるA社の所有するB丸に乗船したと認められることから、当該期間を戦時加算該当期間として船員保険記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和18年12月から21年夏ごろまで

私は、昭和18年末から21年夏ごろまで、C国からD国まで油槽船（タンカー）に乗船し勤務した期間の戦時加算の記録が無いので申立期間について、戦時加算を認めてほしい。

なお、船名はB丸で総トン数*トンであった。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録から、申立人は、事業所記号番号は不明であるものの、船員保険被保険者資格を昭和18年12月21日付けで取得し、22年2月11日付けで資格喪失している記録が確認できるところ、申立人は、申立期間当時、B丸に乗船しており、当該船は戦時加算該当船舶であったと主張している。

また、申立人は、申立期間前にE社が所有するF丸における船員保険被保険者期間が戦時加算の対象になっていることが確認できるところ、同社が保管する個人カードに、申立人の氏名及び申立期間に乗船したと考えられるB丸が記載されていることが認められる上、社会保険庁の戦時加算該当船舶名簿にA社が所有するB丸の記載があり、加算区域航行期間は、昭和18年11月30日から21年3月31日であることが確認できる。

さらに、H船にB丸という船名が多数存在していたことから、厚生労働省社会・援護局に照会した結果、「船舶運営会社が運航する船を指定船と呼び、A社のB丸は総トン数*トンで、指定船になっており、近海油槽船である。」と回答しており、A社のB丸は、申立人が乗船したと主張するB丸と総トン数及び油槽船とが一致している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断す

ると、申立人は、申立期間について、A社が所有するB丸に乗船していたことが認められ、申立期間のうち、昭和18年12月21日から21年3月31日までの期間について、戦時加算該当期間として船員保険記録を訂正することが必要である。

一方、申立人は、21年夏ごろまでを戦時加算期間として主張しているものの、前述の戦時加算該当船舶名簿によると、加算区域航行期間は昭和18年11月30日から21年3月31日までであることが確認できることから、当該期間以降について、戦時加算期間として認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を平成8年6月及び同年7月については26万円、8年8月から9年4月までは50万円並びに9年5月から10年4月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年6月1日から同年8月1日まで
② 平成8年8月1日から10年5月1日まで

私は、申立期間①について、A社で一般社員として、また申立期間②については、A社と同じ社長が経営していたB社において、役員ではあったものの経営までは関与しない責任者として、それぞれ営業の業務に従事していた。社会保険事務所の記録では申立期間①及び②の標準報酬月額が9万8,000円になっており納得いかないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録から、申立人は、平成2年4月1日から平成11年6月30日まで継続して勤務（平成8年8月1日にA社からB社に異動）していたことが確認できる。

また、社会保険庁の記録では、申立期間①及び②に係る期間の厚生年金保険の標準報酬月額は、9万8,000円とされている。

しかしながら、申立人の当該期間に係る標準報酬月額は、当初、平成8年6月及び同年7月は26万円、8年8月から9年4月までは50万円、9年5月から10年4月までが59万円と記録されていたところ、A社及びB社の両社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成10年5月1日）の後の同年5月19日に、遡及して標準報酬月額が8年6月から10年4月まで9万8,000円に訂正されていることが確認できる上、申立人以外の5人についても申立人と同様に遡及した標準報酬月額の訂正処理がされていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間②の期間においては、営業担当の役員をしていた

と述べているため、当時の元同僚の役員及び元事務担当者から聴取したところ、「申立人は営業担当であり、経理に関わる立場ではなく、社会保険の手続についても関与する立場ではなかった。」旨の証言をしていることから、申立人は、会社の業務執行（営業担当）に責任を負っていた者であったが、社会保険業務については権限を有していなかったものと認められる。

これらを総合的に判断すると、かかる訂正処理を^{そきゅう}遡及して行う合理的な理由は無く、申立期間①及び②において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出た、平成8年6月及び同年7月は26万円、8年8月から9年4月までは50万円並びに9年5月から10年4月までは59万円に訂正することが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和29年1月1日から同年6月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を29年1月1日に訂正し、当該期間の標準報酬月額を5,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和28年10月1日から29年6月1日まで

私は、昭和28年10月から12月まではA社で見習いとして、29年1月から正社員として勤務した。

申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の元同僚の証言及び勤務内容に係る申立人の具体的な供述から、申立人が、申立期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、申立人及び複数の元同僚が証言した当時のA社の従業員数と社会保険事務所の記録上の厚生年金保険被保険者数がおおむね一致することが認められることから、当時、同社においては、ほぼすべての従業員が厚生年金保険に加入していたものと考えられる。

さらに、申立人は、A社が発行した俸給を証明する資料（昭和29年1月分）を所持しており、申立人が同月より正社員となったことがうかがえる上、同社では3か月間の見習い期間があったと供述している。

一方、社会保険事務所の記録から、同職種の元同僚の被保険者資格取得年月日が入社から3か月後であることが認められることを踏まえると、事業主は、申立人についても、当時、3か月の見習い期間後に厚生年金保険に加入させていたものと考えられる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断す

ると、申立人は、申立期間のうち、昭和 29 年 1 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、申立人が所持する俸給を証明する資料から、5,000 円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は、昭和 33 年 9 月 25 日に全喪し、当時の事業主も既に死亡しており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

大分国民年金 事案 556

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から60年8月までの国民年金保険料については、納付しているものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から60年8月まで

私は、昭和59年4月に会社を辞めてA村に帰った。当時、国民年金保険料は地区の集金常会で班長が毎月集金して役場に持って行っていた。地区の住民で国民年金保険料を支払わなかった者はいなかった。

私の国民年金保険料は、母親が当初払ってくれていたが、昭和60年8月ごろ、母親から国民年金保険料を私が支払うように言われたので、「これ以上払う必要はない。」と言って、支払いを止めた。申立期間は母親が納付してくれていたはずである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付したとする申立人の母親は既に死亡しており、当時の保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人に係る国民年金の加入記録によると、昭和46年2月に資格取得後、同年11月から厚生年金保険への加入に伴い資格喪失していることが確認できるところ、申立期間当時、申立人が国民年金資格を再取得した事情はうかがえないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であったものと推認でき、国民年金保険料の納付はできなかったと考えられる。

さらに、申立人は、居住する地区では住民全員が国民年金保険料を払っていた旨を主張しているところ、A村が保管する申立期間当時の国民年金保険料検認報告書には、申立人に係る申立期間の納付記録の記載は確認できない上、同地区の住民のうち複数人が申請免除となっていることから、

必ずしも全員が国民年金保険料を払っていた事情はうかがえず、申立人の主張と矛盾する事実が見受けられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 557

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年8月及び同年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年8月及び同年9月まで
私の妻が、加入手続をして納付できるところはすべて納付した。A市Bに住んでいたころ、A市B支所で2か月間の未納があると言われ、おかしいと思った。未納期間があることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立期間は、申立人が国民年金への加入手続を行った昭和50年12月時点では、第2回特例納付対象期間外（昭和48年3月以前が対象期間）であるとともに、過年度納付によっても時効により国民年金保険料を納付できない期間であったことが確認できることから、申立期間については、保険料を納付できなかったものと考えられる。なお、申立期間は、平成9年に申立人に係る厚生年金保険の加入記録が統合された際に未納期間として把握された2か月であり、それまでは申立期間を含む、昭和48年4月から同年9月までの6か月が未納期間であったことが確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 560

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から47年3月まで

A市の職員であった母親が、毎月21日に給料をもらった時に、市の国民年金係に私の国民年金保険料を納付していた。申立期間が未納となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の母親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は申立期間の国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立期間の保険料を納付したとする申立人の母親も既に亡くなっているため、申立期間に係る国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和47年2月以降に払い出されたことが推認でき、この時点では、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人と連番で国民年金手帳記号番号が払い出されている元妻も申立期間の国民年金保険料は未納となっており、ほかに申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 561

第1 委員会の結論

申立人の平成5年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成5年2月及び同年3月

夫が、A県B市で自衛官を退職する時に、自衛隊の元同僚である市の職員から、「転居先の住所で、奥さんの国民年金保険料を納付するように」と指導されていたので、C県D町へ転入後、夫が町役場で2か月分の国民年金保険料を一括して納付した。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の夫が、申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の夫は、A県B市からC県D町に転入した平成5年2月から半年以内に、町役場で申立人の国民年金保険料を納付したと主張しているところ、社会保険庁のオンライン記録によると、申立期間は、9年4月18日に第3号被保険者資格取得届が提出された時点で、夫の共済年金の資格喪失日（平成5年2月21日）及び夫の健康保険の被扶養認定日（平成5年4月27日）を基に、さかのぼって資格取得したことによる未納期間であるものと認められ、5年時点では、当該期間に係る納付書は発行されず、国民年金保険料を納付することはできなかつたものと考えられる。

さらに、申立人が主張するように、申立期間に第1号被保険者への種別変更手続及び保険料納付を行った場合、平成9年4月に申立人に係る第3号被保険者の届出が行われるまでの間（平成5年度から8年度まで）、引き続き第1号被保険者として納付書が発行されることになるが、申立人の夫は、「平成5年4月以降、納付書が送られてきたかどうかは憶えておらず、

納付勧奨を受けたこともない。」と証言しており、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

大分国民年金 事案 562

第1 委員会の結論

申立人の平成12年10月及び同年11月並びに13年6月及び17年10月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成12年10月から同年11月まで
② 平成13年6月
③ 平成17年10月

申立期間①、②及び③の国民年金保険料は、結婚した後の平成15年ごろだと思うが、母と一緒にA社会保険事務所に行き、一括で10万円弱の国民年金保険料を納付した。その時に領収書は受領しなかった。社会保険庁の記録上で、申立期間が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人及び申立人に同行したとする申立人の母親は、保険料の納付時期等についての記憶が曖昧であり、国民年金保険料の納付状況等が不明である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料は一括納付し、その金額は10万円弱であった旨を主張しているところ、i) 申立人が一括納付したとする平成15年ごろには、申立期間③（平成17年10月）は未だ納付できない期間であるとともに、仮に、申立期間③以降に申立期間を一括納付する場合であっても、申立期間①及び②は既に時効により保険料を納付できない期間であり、いずれの方法によっても、すべての申立期間を一括納付することはできないこと、ii) 当該期間を納付するのに必要な保険料額合計は、5万3,480円であり、申立人の主張する保険料額とは乖離することから、申立人の主張には不自然な点が見受けられる。

さらに、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出さ

れていたことをうかがわせる事情、及び申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 35 年 1 月 1 日から 39 年 3 月 1 日まで
高校卒業前にA社に入社し、3、4年後に前任の事務員が退職したため、自分が事務職に変わった。昭和 39 年 3 月 17 日に結婚が決まっていたので、同年 2 月末に退社した。7年間勤務したと思っていたのに、3年間しか厚生年金保険の加入記録が確認できないことに納得できない。
申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 39 年 2 月末までA社に継続して勤務していたと主張しているものの、元同僚等の証言から、申立人は、当該期間においてA社の事業主の妹が経営する小売店で勤務していたものと推認される。

また、複数の元同僚に照会した結果、「A社に隣接して事業主の妹が作ったBという名称の小売店があり、申立人もそこで店員として勤務していた記憶があるが、その店は厚生年金保険に加入していなかったと思う。」「小売店の従業員数は、事業主の妹と申立人の二人であった。また、慰安旅行等の行事についてA社は小売店とで合同で行っていたことなどから、申立人はA社と小売店の区別がなかったのではないか。」と、それぞれ証言しているところ、社会保険事務所の記録によれば、申立人は、昭和 35 年 1 月 1 日付けでA社における厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが認められる上、社長の妹も同日付で資格喪失していることが確認できる。

さらに、社会保険庁の記録では、事業主の妹が設立したとするBは、適用事業所として確認することができない上、複数の元同僚の証言から、当該事業所は厚生年金保険の非適用事業所であったものと考えられる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 54 年 3 月ごろから 60 年ごろまで
② 昭和 60 年ごろから平成 2 年ごろまで
③ 平成 2 年ごろから 9 年ごろまで

申立期間①についてはA社において、申立期間②についてはB社において、申立期間③についてはC社において、それぞれ型枠大工として勤務していたのに、厚生年金保険の加入記録が確認できないのはおかしいので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、A社に勤務していたと主張しているものの、当時の事業主に照会した結果、「申立人は、当社の従業員ではなかったので社会保険に加入させていなかった。」と回答しており、同社の複数の元従業員も「申立人は従業員ではなかったし、申立人が記憶する元同僚の記憶も無い。また、外部から工事にかかわっていた者は多数いた。」「申立人は従業員ではなかった。申立人が記憶する元同僚についても知らない。」と、それぞれ証言している上、社会保険庁のオンライン記録に申立人の氏名は確認できず、健康保険被保険者整理番号に欠番も無い。

申立期間②について、申立人は、B社に勤務していたと主張しているものの、当時の元事業主の妻に照会した結果、「申立人は、当社に勤務していたが、日雇労働者であったので、社会保険に加入させなかった。」と回答している上、申立人には当時の上司の記憶はあるものの、当該上司には連絡が取れないため、申立人に係る勤務期間等の証言を得ることができない。

また、社会保険庁のオンライン記録には申立人の氏名は確認できない。

申立期間③について、申立人は、C社に勤務していたと主張しているものの、当時の事務担当者に照会した結果、「申立人の記憶はあるものの、申立人は、会社が一人親方に仕事を依頼した際に、その親方が連れてきた人であり、従業

員ではなかったので社会保険に加入させていなかった。」と回答しており、元従業員も「申立人は知っているが、従業員でなかったので社会保険に加入していなかったと思う。」と証言している上、社会保険庁のオンライン記録に申立人の氏名は確認できず、健康保険被保険者整理番号に欠番も無い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 62 年 1 月 8 日から平成 4 年 10 月 1 日まで
私は、第 2 種運転免許試験に合格し、運転免許試験場で A 社から入社を勧められ、同社でタクシー運転手として平成 5 年 8 月まで勤務したのに、申立期間に係る厚生年金保険の加入記録が無い。
申立期間について、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

勤務内容に係る申立人の具体的な供述及び雇用保険の加入記録から、申立人が、申立期間において A 社に勤務していたことは確認することができる。

しかしながら、A 社に照会した結果、「当時の関連資料は保存しておらず、詳細は不明であるが、申立人と同職種の社員については、正社員についてもすべての者を厚生年金保険に加入させていたわけではない。」と回答している。

また、複数の元同僚に照会した結果、「申立人が勤務していたことは覚えているが、勤務期間等についての記憶は定かではない。また、厚生年金保険の加入の有無に係る基準などは分からないが、事業所は、タクシー運転手について、厚生年金保険に加入させていた者と加入させていない者がいたと思う。」と証言していることから、当時、事業主は必ずしもすべての従業員について厚生年金保険の加入手続を行っていなかったことがうかがえる。

さらに、申立期間は 69 か月と長期間であり、この間、仮に申立人に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとするならば、その後、毎年、社会保険事務所に提出する算定基礎届において、賃金台帳と照合する機会が複数回あったにもかかわらず、そのいずれの機会においても照合漏れがあったとは考え難い。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主

により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月26日から41年11月8日まで
私は、A社を退職する際、脱退手当金を請求したが、B社を退職した後に、脱退手当金を請求した覚えは無いので、調査して欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、社会保険庁の記録上、申立期間と合算して脱退手当金が支給されたこととなっている申立期間以前に勤務した期間については、脱退手当金を申立期間以前に受給したと主張しているものの、申立期間以前に脱退手当金の支給記録は無いほか、脱退手当金を受給していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、社会保険事務所が保管する申立人の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、オンライン記録上、当該脱退手当金は、申立期間後に申立期間とそれ以前の期間を基礎として支給されているところ、当該支給額に計算上の誤りは見られないことや、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和42年2月7日に支給決定されていることが確認できることから、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、記録上の支給額と申立人が申立期間以前に受給したとする額はおおむね一致するなど、申立人から聴取しても、申立期間を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情は見当たらないほか、申立期間のB社の当時の社会保険事務担当者は、「申立人から、脱退手当金の請求を頼まれた記憶がある。」と証言している。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。